令和3年度 第5回 役員会議事要旨

日 時:令和3年6月21日(月) 午後1時30分開会 午後2時20分閉会

場 所:事務局役員会議室

出席者:総長,山口理事,横田理事,吉見理事,増田理事,山本理事,菅原理事,村田理事,

梅原理事

欠席者:なし

(オブザーバー)

髙橋監事,石川監事,秋田副学長, 弥副学長,石森副学長,長谷山副学長

議事に先立ち、総長から資料に基づき、6月7日の令和3年度第4回役員会の議事要旨に係る確認があった。

議事

議案1 令和2事業年度決算について

議案2 今和2事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

議案3 大学機関別認証評価に係る自己評価書について

総長から、資料に基づき説明があり、審議した結果了承された。

議案4 産学・地域協働推進機構の副機構長の増員について

増田理事から、資料に基づき、産学・地域協働推進機構の副機構長の配置数を「2名以内」から「3名以内」へ改めること等について説明があり、審議した結果了承された。

議案5 令和4年度概算要求施設整備事業について

菅原理事から、資料に基づき、令和4年度概算要求施設整備事業の概算要求事項について、学内 ヒアリングにおける評価結果及び文部科学省との折衝の結果等を総合的に勘案して順位付けを行っ ていること等について説明があり、審議した結果了承された。

議案6 諸規則の一部改正について

総務課長から、資料に基づき、産学・地域協働推進機構規程の改正内容等について説明があり、 審議した結果了承された。

報告事項等1 令和3年度学長裁量経費について

吉見理事から、資料に基づき、令和3年度学長裁量経費について、財源は、既存分、機能強化促進事業分、財政課題対応分、機能強化促進分の部局内在化により生じた全学分から構成されていること、経費は、「学長裁量経費の基本方針」に則り、総長リーダーシップ経費、大学改革推進経費、

特別事業費,総長室等事業推進経費,機能強化促進事業費に区分していること,そのうち総長リーダーシップ経費の総長裁量分は前年度と同額を計上するとともに,政策対応分は,財政課題対応分の減額,未来戦略本部運営経費の新規計上等の要因により,約3.1億円の減となっていること等について報告があった。

報告事項等2 総長室等事業推進経費について(令和2年度実績報告及び令和3年度計画)

吉見理事から、資料に基づき、総長室等事業推進経費について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大により各総長室の客観的な評価が困難であること、客観・共通指標による評価結果により総長リーダーシップ経費の予算が大幅減となったことを踏まえ、評価による予算配分は見送ったこと、令和3年度の各総長室等の事業計画を取りまとめたこと等について報告があった。

報告事項等3 令和3年度部局評価配分事業について

吉見理事から、資料に基づき、客観・共通指標による評価結果によるマイナス影響額が拡大したことを受け、令和3年度部局評価配分事業のうち総長のリーダーシップによる配分(各部局の強み・特色に対する評価による配分)については、実施を見合わせ、「指定国立大学申請要件にかかる評価」及び「第3期中期目標等の重要施策にかかる評価」は令和2年度と比較して約0.5億円削減していること、客観・共通指標の評価による本学影響額のうち、部局評価配分事業と重複する評価指標分の影響額は総長室事業推進経費と部局評価配分経費の双方で同額を負担すること、令和3年度の基礎・インセンティブ配分については令和2年度の実績値に基づき評価項目別の配分額を決定したこと等について報告があった。

報告事項等4 役職員の報酬・給与等の水準の公表について

村田理事から、資料に基づき、役職員の報酬・給与等の水準の公表について、国立大学法人法により、各法人がそれぞれ支給基準を定め、その支給基準を公表しなければならないこと、総務省の「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、6月末日にホームページ等で公表すること、本学の役職員の報酬・給与等の水準については、「前学長の報酬水準のうち期末手当については、職務を遂行できていない状況において、減額の是非の検討を経ずに全額支給されていると認められるので、妥当であるとは言えないと考える。」とされた上で「当該法人では、昨年の検証結果を踏まえ、役員の期末手当の増減額を検討すべき事案が発生した場合には、経営協議会の議を経ることとしたことから、今後の支給状況を注視していく。」という文部科学大臣からの検証結果が出ていること等について報告があった。